

NEWS Letter

2024
特別便
No.247

令和6年4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

昨今の女性をめぐる問題の複雑化、多様化、複合化に対応するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月に成立（議員立法）し、令和6年4月に施行されます。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和6年4月1日施行)

■目的・基本理念

「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※旧売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務

困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

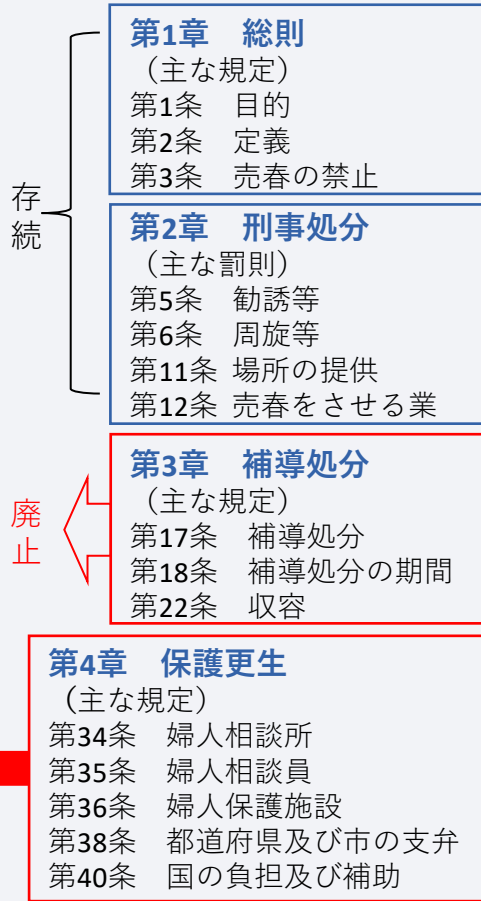
■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援

⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援

■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法（昭和31年制定）



厚生労働省ポータルサイト あなたのミカタ

「あなたのミカタ」は、DVや性暴力といった困難な問題を抱える女性のための支援ポータルサイトです。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、さまざまな支援情報や各自治体の無料相談窓口を掲載中です。今、支援が必要なあなたの「味方」が見つかります。

詳しくはこちら▶



厚生労働省ホームページより作成

